平成２２年（フ）第４２８号
宮崎市源藤町九日市282番地
債務者　久保田和徳
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５１号
宮崎市池内町古門973番地　市営住宅148棟14号
債務者　竹田　昭如
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６１７号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目２番14号鹿島ビル１階
債務者　川崎　睦男
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４８号
北海道岩内郡岩内町字相生296番地　相生コーポ１－Ｂ
債務者　福士　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第４７５号
秋田市新屋北浜町18番８号
債務者　若林　久美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１６号
福島県田村市船引町芦沢字柏原124番地
債務者　大山　美幸（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４１号
栃木県栃木市倭町６番６号
破産者　合資会社正札屋洋服店
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２０３号
千葉県八街市八街ほ243番地18　ヤシオマンション206号
破産者　藤堂　順仁
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２２２号
千葉県佐倉市中志津１丁目20番３号
破産者　石澤　勇樹
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第１８８４０号
東京都墨田区両国３丁目18番４号
破産者　株式会社ゼクトインターナショナル
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５５４号
東京都渋谷区道玄坂１丁目９番２号
破産者　株式会社アイゼックス・アルファ
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６５３号
埼玉県川口市並木３丁目15－７－1008
破産者　吉岡　憲一
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２２号
札幌市白石区菊水５条１丁目６－９　マクセル100／100　217号室、住民票上の住所札幌市中央区南27条西12丁目１番１－209号
破産者　浦崎　康男
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０号
青森市松原１丁目17番11号
破産者　市川　純二
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８３号
茨城県神栖市知手177番地
破産者　サンエス電気株式会社
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２７２号
群馬県高崎市箕郷町上芝483番地８
破産者　有限会社スズキ
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１８９号
群馬県高崎市石原町3065番地６
破産者　有限会社ミックスレイ
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２１３号
群馬県高崎市井出町202番地
破産者　有限会社上毛機械彫刻所
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６０５号
埼玉県川越市かすみ野１丁目12番地８
破産者　有限会社フジ・クリーンサービス
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６１７５号
東京都新宿区西新宿８丁目14番18号
破産者　株式会社日本通訳協会
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２７６号
神奈川県横浜市都筑区中川３丁目８－12
破産者　久保　英雄
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部